

## プレステア外貨キャッシュカード規定

## 1. カードの利用:

(1) 本人(下記に定義)は、プレステア外貨キャッシュカード(以下「カード」といいます)を、次の場合に利用することができます。

①株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」といいます)が国外においてオンライン現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携機関」といいます)の、現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます)を利用して、当行に開設した外貨建普通預金(以下「預金」といいます)、預金名義人を「本人」といいます)を払い戻す場合

②その他当行所定の取引をする場合

なお、日本国内のATMにおいてはカードを使用することはできません。

(2) 当行は、カードのデザイン等を随時変更のうえ、本人又は代理人カード保有者に通知することなく変更後のカードを送付することがあります。当行は、変更後のカード送付後当行が適当と判断した時期をもって、変更前のカードを無効とする措置を取ることがあります。

(3) 本人および代理人は、カードを、譲渡、質入または貸与することはできません。

## 1-2. 反社会的勢力との取引拒絶

(1) このカードの発行は、第14条第4項各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第14条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのカードの発行をお断りするとともに、当該本人への本サービス提供を制限もしくは停止できるものとします。

(2) このカードの発行は、代理人が第14条第5項各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第14条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのカードの発行をお断りするとともに、当該代理人への本サービス提供を制限もしくは停止できるものとします。

## 2. 日本国外のATMを利用した預金の払戻:

(1) 本人は、日本国外のATM(以下特にことわりがない限り、「ATM」とは、国外のATMをいいます)を所有する提携機関所定の現地通貨に限って払戻を行うことができます。払戻が行われた場合、当行は直ちにその払戻金額及び利用手数料(第4条に定義)の合計を預金から引落します。

(2) 本人は、個人が日本国外における滞在費等(居住者が外国における移動及び滞在に必要とする、ホテル代、飲食費、交通費等の費用をいいます)に充当する場合に限って、払戻を行うことができます。

(3) 本人は、払戻を行う場合は、ATMにカードを挿入し、登録済の暗証(以下「登録済暗証」といいます)と払戻金額を入力するものとします。

(4) 払戻は、ATMを所有する提携機関が定める現地通貨の単位によるものとし、1回あたりの払戻額は、提携機関所定の金額(提携機関により、変更されることがあります)の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻額は、当行所定の金額(書面その他当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は、本人は当該金額を変更することができます)の範囲内とします。

(5) 本人は、払戻金額及び利用手数料の合計が前第(4)項所定の払戻限度額を超える場合、払戻を行うことはできません。

## 3. 取引の制限:

本人は、国内と国外とを問わず、カードによる、ATMを利用した預入及び振込は行うことができません。

## 4. ATM利用手数料:

(1) 本人は、ATMを利用して払戻を行う場合、当行又は提携機関所定のATM利用手数料又はネットワーク使用手数料等(本規定において「利用手数料」といいます)を当行又は提携機関に支払うものとします。

(2) 当行は、利用手数料を、払戻実行と同時に、又はその他当行所定の時期に、払戻請求書などにより預金から自動的に引落を行います。

## 5. ATM利用時間:

本人は、提携機関の定める時間帯に限り提携機関のATMを利用することができますが、システムの調整又は管理等のため利用できない場合があります。

## 6. 代理人カード:

(1) 当行は、本人の申出があり当行が当行所定の規則等に従って認めた場合、本人から代理人の氏名を届出いただくほか当行所定の手続に従って、代理人に対して代理人カードを発行することがあります。

(2) 代理人カードのカード表面には本人指定の代理人の名前が表記されますが、代理人カードは本人に対し発行されるものであり、本人名が表記されたカードと同一の性質及び機能をもつものとして、本人がその使用及び保管について責任を負うものとします。

(3) 代理人カードについても本規定が適用され、代理人カードが使用され払戻が行われた場合は、本人の管理と責任の下に本人の名において当該払戻が行われたものとし、本人がこれについて責任を負うものとします。なお、当行が書面をもって同意した場合を除き、本人は、代理人が払戻を行うに際して、当行との関係において限定又は条件を付することはできません。

## 7. カードの管理等:

(1) 当行は、ATM操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と登録済暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻に応じます。

(2) 本人は、他人に使用されないようにカードを保管し、登録済暗証については、生年月日、電話番号等他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理するものとします。

## 8. 盗難又は紛失等の届出:

(1) 本人は、盗難又は紛失によってカードが他人に使用されるおそれが生じた場合又

は他人に使用されたことを認識した場合、又は偽造又は変造されたカードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認識した場合は、速やかに当行に通知するものとします。この通知を受けた場合は、当行は、直ちにカードによる払戻を停止します。

(2) カードを紛失し、又は盗難にあった場合、本人は、前項に従って速やかに当行に通知するほか、当行所定の届出書を提出するものとします。

## 9. 紛失カードによる払戻:

(1) 紛失したカードについては、前条第(1)項に従った本人からの通知以前に、第三者による不正使用によって本人に損害が生じて、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。

(2) 当行は、当行所定の手続に従ってカードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行を行います。この場合当行は、相当の期間をおき、また保証人を求める事があります。

(3) カードを再発行する場合、本人は、当行所定の再発行手数料を当行に支払うものとします。

## 10. 偽造カード等による払戻:

偽造又は変造カード使用による払戻が行われた場合、当該払戻等により損害を被る本人が個人である場合には、その払戻は、本人に対しては効力を生じません。但し、本人の故意による場合又は当該払戻について当行が善意無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除きます。本人は、当行所定の書類を提出し、カード及び登録済暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

## 11. 盗難カードによる払戻:

(1) カードの盗難により他人に当該カードを不正使用されて生じた払戻については、当該払戻等により損害を被る本人が個人の場合であって、次の各号の全てに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻にかかる損害(利用手数料や利息を含みます)相当額の補填を請求することができます。

①本人が、カードの盗難に気づいた後、速やかに当行へ通知していること。

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難等にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項に基づく補填請求が行われた場合、当該払戻が本人の故意による場合を除き、当行は、当行に対する通知が行われた日の30日(但し、当該盗難が発生した日、又はその日が明らかでない場合は当該盗難にかかる盗難カード等を用いて不正な払戻が最初に行われた日から30日を経過するまでに当該盗難を知ることができず、そのために当行に通知することができなかった等、その30日の間に当行に通知することができないことによりやむを得ない事情があったことを本人が証明した場合)、そのような事情が継続している期間は、この30日の期間から除外します)前の日以降に行われた払戻に係る損害(利用手数料や利息を含みます)相当額(以下「補填対象額」といいます)を補填します。但し、当該払戻が行われたことについて、当行が善意無過失であり、且つ本人に過失があることを当行が証明した場合は、当行は補填対象額の4分の3相当金額を補填します。

(3) 前2項の規定は、第(1)項①記載の通知が、盗難が発生した日(この日が明らかでない場合は、盗難に係るカードを用いて行われた不正な払戻が最初に行われた日)から、2年経過後に行われた場合は、適用されません。

(4) 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合は、当行は補填責任を一切負いません。

①当該払戻が行われたことについて当行が善意無過失であり、且つ次のいずれかに該当する場合

(i) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

(ii) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人(家事全般を行っている家政婦等)によって行われた場合

(iii) 本人が、被害状況に関する当行に対する説明において、重要な事項に係る偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動、天災等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、又はこれらに付随してカードが盗難にあった場合

## 12. 届出事項の変更等:

ATMの誤操作によってカードが無効となった場合、又は氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合、本人は直ちに当行所定の手続(当行所定の書式とともにカードも併せて提出する等)に従って当行に届出するものとします。本人からの届出完了以前に、代理権を失った代理人によるカードの使用等によって本人に損害が生じて、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。なお、電話等により連絡を受けるも当行における必要な手続に所定の日数がかかる場合は、届出は、その手続完了時に完了したものとみなします。

## 13. ATMへの誤入力等:

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行及び提携機関は一切責任を負いません。

## 14. カードの解約等:

(1) 理由の如何を問わず当行又は本人により預金の口座が解約された場合、又は本人がカードの使用を取りやめる場合には、本人はカードを直ちに当行に返却するものとします。

(2) 当行は、カードの改ざん、不正使用、本人又は代理人による本規定又は預金に係る当行規約の違反発生等、カードの利用を不適切と認めた場合は、本人に対して何らの通知を行うことなく、その利用を一時又は継続的に断り、カードを一時又は継続的に無効とする措置を取ることがあります。その場合、本人は、当行からの請

求があり次第、直ちにカードを当行に返却するものとします。

- (3) 次の場合には、当行はカードの利用を停止することがあります。但し、当行は、当行の窓口等において当行所定の本人確認書類の提出を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①カードが譲渡、質入又は貸与された場合

②預金の口座に関して、最終の預入又は払戻から当行が別途定める一定期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により本人の意思に反して使用され、又は使用される恐れがあると当行が判断した場合

- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが本人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものと見做されるものとします。

①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること  
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること  
D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること  
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為  
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為  
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為  
E. その他AからDに準ずる行為

- (5) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行は代理人に対するこのサービスを停止し、または代理人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。

①代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること  
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること  
D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること  
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為  
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為  
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為  
E. その他AからDに準ずる行為

- (6) 前2項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。

#### 15. 法令等の適用:

日本国外でカードを利用するため、現に適用されている又は今後適用される諸法令等により許可書、証明書その他の書類を必要とする場合、本人は、当行又は提携機関から請求があり次第、請求された書類を提出するものとします。請求された書類が提出されない場合、又は諸法令等の遵守のため当行が必要と認める場合には、当行は国外でのカードの利用を停止し、又は制限をすることがあります。

#### 16. 取引情報の記録保持の合意:

本人は、カード利用に当たり、カード番号、預金の払戻額又は預金残高、提携機関のATMの使用を可能にするために必要な取引情報が、提携機関及び情報転送機関に開示・保持されることに同意するものとします。

#### 17. 当行の義務等:

- (1) 預金に関する支払義務その他本規定に定める当行の義務債務の履行責任は、専ら当行が負い、提携機関は一切負いません。  
(2) 当行は、通信システム若しくはラインの故障、為替若しくは送金に係る法的規制、戦争若しくは暴動、天災等、当行の合理的な支配を超えた事由により生じた払戻の実行不能又は制限については一切責任を負いません。  
(3) 第14条第(2)項及び第(3)項に定めるほか、当行又は提携機関は、合理的な理由があるときは、本人に対する何らの通知なくいつでもATMにおけるカードの利用を、制限、停止又は解約することがあります。  
(4) 提携機関は、カードの使用による、預金に係る当行との取引に関して、何らの債務又は義務を負いません。  
(5) 当行が第14条第4項ないし第6項により本サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人および代理人がそれらを負担します。また、当行は、これらの条項による解約によって本人または代理人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

#### 18. 規定の適用:

本規定に定めのない事項については、預金に係る当行の規約により取り扱います。

#### 19. 本規定の変更:

当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、国内の支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1ヵ月前の事前の告知を行うことにより、本規定の内容を変更できるものとします。

#### 20. 準拠法等:

- (1) 本規定は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈します。但し、日本国外におけるカードの使用に関しては、当該ATMが所在する国の法令に従い、これと矛盾しない限度で日本法を適用します。  
(2) 本規定の邦文と英文の記載において齟齬がある場合は、邦文の規定を優先します。

以上(2019年10月1日現在)  
株式会社SMBC信託銀行